主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人古高健司外二二名の上告趣意のうち、被告人の自白の任意性がないことを理由として違憲をいう点は、記録を調べても、自白の任意性を疑うに足りる証跡は認められないから、所論は前提を欠き、判例違反をいう点は、所論引用の各判例はいずれも本件と事案を異にし適切でなく、その余は、違憲をいう点をも含め、実費はすべて事実誤認、単なる法令違反の主張であって、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よって、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

## 平成四年四月七日

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	佐	藤	庄市	郎
裁判官	坂	上	壽	夫
裁判官	貞	家	克	己
裁判官	袁	部	逸	夫
裁判官	可	部	恒	<b>広</b> 住